

スポーツ振興くじ助成金に係る交付決定（内定）額の算定について

助成事業者名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
助成区分	スポーツ団体スポーツ活動助成
助成事業細目	スポーツ教室、スポーツ大会等開催（スポーツ）
事業名	日本中学生アメリカンフットボール選手権

平成 30 年度スポーツ振興くじ助成事業の審査結果は以下のとおりです。

詳細については、同封の収支予算書等をご確認ください。

助成対象経費限度額	1,149,338 円
助成対象額	916,000 円
評価	A
配分割合	100%
交付決定（内定）額	916,000 円

※助成対象額は、助成対象経費限度額に助成割合を乗じて算出しています。ただし、助成事業者の申請内容（助成事業者の自己負担額が千円未満の場合等）によっては、助成割合を乗じた額にならない場合があります。

※評価については、『平成 30 年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引』に記載の、「審査の視点」の各項目を点数化し、スポーツ振興事業助成審査委員会において審議された配分基準に基づく評価及び配分割合（当センターHPをご参照ください。）により、交付決定（内定）額を算出しています。

評価A：100%

評価B：80%

評価-：70% 申請1年目団体において前年度の活動実績が乏しい事業

※個別の評価詳細については、お問い合わせをいただいてもお答えできませんので予めご了承ください。

※助成金の確定額（事業終了後）を算出する際には、最終的な助成対象経費限度額に助成割合を乗じた額と、交付決定額のいずれか低い額を確定額とします。再度、上記配分割合を乗じることはありません。

収 支 予 算 書

団 体 名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
事 業 細 目 名	スポーツ教室、スポーツ大会等開催 (スポーツ)
事 業 名	日本中学生アメリカンフットボール選手権

(収入)

(単位：円)

科 目	金 額	内 容
くじ助成金収入	916,000	助成割合：4/5
協賛金収入		
入場料収入	100,000	目標：入場料：@1,000 x 100名
参加料収入		
補助金・委託金等収入		
その他収入	100,000	広告収入
自己負担金	98,477	
合 計	1,214,477	

(支出)

(単位：円)

科 目	事業に要する経費	助 成 対 象 経 費			助成対象外経費
		助成対象 経費総額 (A)	左記のうち、助成対象 経費限度額 (B)	限度額との差 (A-B)	
諸 謝 金	42,958	38,979	38,979		3,979
旅 費					
渡 航 費					
滞 在 費					
借 料 及 び 損 料	297,206	297,206	297,206		
消 耗 品 費	16,340				16,340
ス ポ ー ツ 用 具 費	52,920	52,920	52,920		
備 品 費					
印 刷 製 本 費	306,720	306,720	306,720		
通 信 運 搬 費					
委 託 費					
賃 金					
会 議 費	44,820				44,820
雑 役 務 費	453,513	453,513	453,513		
補 助 金 ・ 交 付 金					
そ の 他					
合 計	1,214,477	1,149,338	1,149,338		65,139

C 1,149,338

経費内訳表

団体名:	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
事業細目名:	スポーツ教室、スポーツ大会等開催(スポーツ)
事業名:	日本中学生アメリカンフットボール選手権

科目	助成対象経費 (A)		助成対象経費限度額 (B)		助成対象外経費	
	金額 (円)	積算内訳	金額 (円)	積算内訳	金額	積算内訳
諸謝金	38,979	◆算出根拠:謝金規程/4時間/試合の拘束で試算 その1/日本中学生選手権 ①公式記録員:1,250円/時間x4時間x1開催=5,000円(1試合/日) ②場内放送:1,250円/時間x4時間x1開催=5,000円(1試合/日) ③医師:6,250円/時間x4時間x1開催=25,000円(1試合/日) 計(A):35,000円 復興特別所得税:3,979円 合計①:38,979円(復興特別所得税:3,979円含む)	38,979	◆算出根拠:謝金規程/4時間/試合の拘束で試算 その1/日本中学生選手権 ①公式記録員:1,250円/時間x4時間x1開催=5,000円(1試合/日) ②場内放送:1,250円/時間x4時間x1開催=5,000円(1試合/日) ③医師:6,250円/時間x4時間x1開催=25,000円(1試合/日) 計(A):35,000円 合計①:35,000円 合計①:38,979円(復興特別所得税:3,979円含む)	3,979	
旅費						
渡航費						
滞在費						
借料及び損料	297,206	◆算出根拠:請求書(株式会社川崎フロンターレ/124) ①富士通スタジアム川崎:287,270円x1開催=287,270円(1試合/日) ◆算出根拠:見積書(エイトレント株式会社) ②AEDレンタル:9,936円(3日間/台) ③宅配料金:4,320円(往復) 合計②:297,206円301,526円 ※上記、積算内訳不一致額 4,320円	297,206	◆算出根拠:請求書(株式会社川崎フロンターレ/124) ①富士通スタジアム川崎:287,270円x1開催=287,270円(1試合/日) ◆算出根拠:見積書(エイトレント株式会社) ②AEDレンタル:9,936円(3日間/台) ③宅配料金:4,320円(往復) 合計②:297,206円301,526円 ※上記、積算内訳不一致額 4,320円		
消耗品費					16,340	◆算出根拠:お弁当注文書(金兵衛) 運営スタッフ(場内放送、公式記録員、医師)飲み物 サントリー伊右衛門:172x1=16,340円(95本) 合計(Y):16,340円
スポーツ用具費	52,920	算出根拠:請求書(ヤマモトスポーツ) ①TOTOロゴ入り試合球:52,920円(10球) 合計③:52,920円	52,920	算出根拠:請求書(ヤマモトスポーツ) ①TOTOロゴ入り試合球:52,920円(10球) 合計③:52,920円		
備品費						
印刷製本費	306,720	◆算出根拠:清算見積書(アドユニバース株式会社) ①チケット:28,080円(500部) ②デザイン/レイアウト/DTP作業費:129,600円(1式) ③大会プログラム印刷:116,640円(600部) 計(A):274,320円 ④横断幕:56,160円(4種) 計(B):56,160円 ⑤ライスボウルプログラム掲載原稿作成:32,400円(1頁) 計(C):32,400円 合計⑤:362,880円 306,720円	306,720	◆算出根拠:清算見積書(アドユニバース株式会社) ①チケット:28,080円(500部) ②デザイン/レイアウト/DTP作業費:129,600円(1式) ③大会プログラム印刷:116,640円(600部) 計(A):274,320円 ④横断幕:56,160円(4種) 計(B):56,160円 ⑤ライスボウルプログラム掲載原稿作成:32,400円(1頁) 計(C):32,400円 合計⑤:362,880円 306,720円		
通信運搬費						

科目	助成対象経費				助成対象外経費	
	助成対象経費(A)		左記のうち、助成対象経費限度額(B)		金額	積算内訳
	金額(円)	積算内訳	金額(円)	積算内訳		
委託費						
賃金						
会議費					44,820	スタッフ弁当：40食 銀鮭：950×1.08=10,260円(10食) 銀だら西京焼：1,400×1.08=15,120円(10食) 特選つくね：900×1.08=9,720円(10食) ブタ肉と玉葱の生姜焼き：900×1.08=9,720円(10食) 計(Z)：44,820円
雑役務費	453,513	◆算出根拠：事後明細書(株式会社協栄) ①運営業務委託：150,876円(1試合/日) 計(A)：150,876円 ◆算出根拠：請求書(ヤマモトスポーツ/) ②顕彰記念品：111,672円(顕彰記念品) 計(B)：111,672円 ◆算出根拠：請求書(株式会社スチュワード/21) ③審判員派遣：23,387円(7名/試合) ポジション：R/U/HL/LJ/BJ/GC/PC ④管理費2,338円(料率：10%) 計(C)：25,725円 ◆算出根拠：請求書(株式会社INASE/21) ③記録映像制作：109,080円(1式) 計(D)：109,080円 ④横断幕：56,160円(4種) 計(B)：56,160円 合計④：397,353円 453,513円	453,513	◆算出根拠：事後明細書(株式会社協栄) ①運営業務委託：150,876円(1試合/日) 計(A)：150,876円 ◆算出根拠：請求書(ヤマモトスポーツ/) ②顕彰記念品：111,672円(顕彰記念品) 計(B)：111,672円 ◆算出根拠：請求書(株式会社スチュワード/21) ③審判員派遣：23,387円(7名/試合) ポジション：R/U/HL/LJ/BJ/GC/PC ④管理費2,338円(料率：10%) 計(C)：25,725円 ◆算出根拠：請求書(株式会社INASE/21) ③記録映像制作：109,080円(1式) 計(D)：109,080円 ④横断幕：56,160円(4種) 計(B)：56,160円 合計④：397,353円 453,513円		
補助金・交付金						
その他						
合計	1,149,338		1,149,338		65,139	

※委託費、補助金については、実施内容に"〇〇委託"などとして、その内訳を記載。

助成事業者名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
助成事業細目	スポーツ教室、スポーツ大会等開催（スポーツ）
事業名	日本中学生アメリカンフットボール選手権

【事業実施にあたっての注意事項】

- ※ 交付決定（内定）時に助成対象経費とした経費であっても、実施状況報告及び実績報告の内容を審査した結果、助成対象経費としない場合がありますので、事務処理体制を適切に構築してください。
- ※ 助成事業者は、金融機関に助成事業についての専用の口座を設け、助成事業に係る入出金は全て当該専用口座を活用する必要があります。
- ※ 助成対象経費の支払は、本邦の通貨（円）とし、助成事業専用口座からの、口座間の銀行振込を原則とします。一部の例外を除き、現金により支出する場合は助成対象経費となりませんのでご注意ください。詳細は、「会計処理の手引」P.11をご確認ください。
- ※ 当事業の助成対象経費の下限額は、75万円となっております。事業を実施した結果、助成対象経費が上記下限額に満たない場合は、助成金の交付を行いませんのでご注意ください。

交付申請書の審査結果及び留意事項は以下のとおりですので、ご確認ください。
 なお、交付決定（内定）金額は交付決定（内定）通知書のとおりです。

項目	内容	審査結果／留意事項
共通		原則として、実施した当日の実施状況が分かるスナップ写真や事業報告書等の資料を報告時に提出いただく必要がありますので、予めご了承ください。
共通		本事業で得た収入は全て計上してください。 なお、JSCの助成金額確定は、事業に係る収入・支出が完了した後になります。従って、助成金額確定前に他団体助成金等の収入についても全て確定していただく必要がございますので、予めご留意いただき、計画的に事業を遂行してください。
印刷製本費・スポーツ用具費・借損料・雑役務費・通信運搬費など業者請負経費について		経済的観点及び価格の妥当性等の観点から、二人以上の者から見積書を徴収してください。また、報告時に請負契約内容の詳細（件名・単価・数量等）がわかる請求内訳書を必ずご提出ください。なお、報告時に請求内訳書を確認した結果、助成対象とできない業務を請け負っている場合は、対象外経費となります。100万円以上の請負契約を行う場合は、報告時に契約書の写し又は請書（受注書）・完了報告書・検査調書を提出してください。
諸謝金	公式記録員 場内放送 医師	諸謝金を対象経費とする場合には、報告時に従事時間確認簿を提出してください。また、各個人が謝金を受領していることが確認できる書類（銀行振込伝票、受領書等）を提出してください。※代表者への支払だけでは対象経費とできません。 なお、所得税法の規定により、支払に係る金額につき源泉徴収を行うことが義務付けられています。源泉徴収を行う場合は、謝金等の支払金額から源泉徴収額を差し引いた金額を支給する旨を、相手方に通知してください。また、報告時に納付書の写しをご提出ください。源泉徴収に関する取扱いは、所轄の税務署にお問合せください。
諸謝金	公式記録員 場内放送 医師	助成対象者が理事等構成員に対して謝金を支給する場合、あらかじめ有効となる理事会等において、理事等に対する謝金を支給することについて審議・決定のうえ、報告時に、当該理事会等の議事録を提出する必要があります。
諸謝金	公式記録員 場内放送 医師	報告時は、所得税等、団体が後に預かる金額も含め、支払総額を記入し、諸謝金を報告してください。支払対象者への振込額と所得税等を分けて記載する必要はありません。
借損料	会場使用料	会場使用料は、助成事業であるスポーツ大会の前日、当日、翌日のみが助成対象経費となりますので事前（事後）の会議等のための使用料は、助成対象外経費となります。
借損料	会場使用料 AEDレンタル	報告時に利用日・単価・数量など料金内訳がわかる書類（請求書・料金表など）を提出してください。
スポーツ用具費	試合球	スポーツくじのロゴマークを表示（着脱式は不可）すること。ロゴマークの表示がない場合には、助成対象外経費となります。（競技に支障が生じるもの、特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。）

スポーツ用具費	試合球	対象経費総額Aの30%を対象経費限度額となります。実績報告時に対象経費総額Aを確認し、最終的な対象経費限度額を確認することになります。
スポーツ用具費	試合球	助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)は、助成事業の実施期間はもとより、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。詳細については、会計処理の手引をご確認いただき、該当する取得財産等がある場合は、実績報告時に財産管理台帳を提出してください。
印刷製本費	掲載原稿作成 チケット 大会プログラム	スポーツくじのロゴマークと助成事業の目的の掲示があるものが助成対象経費となります。発注時の仕様書に記載するなどにより対応してください。
印刷製本費	掲載原稿作成 大会プログラム	紙面上可能であれば、スポーツ振興くじ助成事業の理念広告の掲載のご協力をお願いします。理念広告のイメージについては、HPの「ロゴマーク・理念広告等の使用 <<くじ助成>>」をご確認ください。
印刷製本費	横断幕	収支科目を「雑役務費」に修正しました。
雑役務費	成績優秀者への顕彰記念品贈呈	盾、メダル等表彰に必要な記念品の作成の場合に限り、対象となります。副賞賞品の場合には、助成対象外経費となります。
雑役務費	審判委託料	交通費の場合は、実費弁償が原則となりますので、各審判員の区間や鉄道賃などの詳細内訳が不明な場合は、対象経費とならない場合があります。謝金(報酬)の場合は、従事時間や支給単価等が分かる資料をご提出ください。
雑役務費	撮影料 映像制作 DVD作成	実績報告時に成果物をご提出ください。 制作した映像を販売し、収入等を得る場合は、当事業に係る収入として計上し報告して下さい。
雑役務費	運営業務委託	実績報告時に従事時間確認簿を提出してください。
雑役務費	横断幕	スポーツくじのロゴマーク及びスポーツ振興くじ助成事業である旨を表示してください。発注時の仕様書に記載するなどにより対応してください。報告時に確認させていただきます。